

宇和島市公式 LINE アカウント 運用基準

宇和島市公式 LINE アカウント運用基準を次のように定める。

1 趣旨

この運用基準は、宇和島市がソーシャルネットワークサービス（SNS）を通じた情報発信、市民サービスの充実を図るため、公式 LINE アカウントを活用し、緊急情報等の発信や AI による問合せ自動応答などの市民サービスを提供するための媒体として運用することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この運用基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ソーシャルネットワークサービス（SNS） インターネットを利用した情報発信と利用者相互の情報伝達手段
- (2) 公式 LINE アカウント LINE 社の提供する SNS
- (3) アカウント 宇和島市が登録する公式 LINE カウント
- (4) アカウント管理者 市職員から選任するアカウントの運営及び管理を行う者
- (5) 利用者 アカウントの利用者

3 運営主体

- (1) アカウントの運営主体は宇和島市総務企画部市長公室とし、管理者は宇和島市総務企画部市長公室長とする。
- (2) アカウントへの情報掲載は、アカウント管理者が選任する総務企画部市長公室職員が行うものとする

4 サービスの内容

宇和島市総務企画部市長公室が本アカウントにより提供するサービスは、つぎの各号に掲げるものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症、災害時避難情報などの緊急情報の通知
- (2) 広報物更新等の通知
- (3) AI による問い合わせ自動応答
- (4) 公式 LINE アカウントの機能を活用した各種サービス
- (5) その他管理者が適当と認めるもの

5 運用方法

- (1) 運用時間は、原則として午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分とする。
- (2) 情報の掲載について アカウント管理者は情報の掲載について、「宇和島市ソーシャルネットワークサービス運用ガイドライン」に抵触することがないよう、確

認を行った上で情報の掲載を行うものとする。

- (3) 利用規約の変更 利用規約は、予告なく変更しうる。ただし、変更を行った場合、変更後の利用規約を本アカウント上に公開することとし、変更後の利用規約は本アカウント上に掲載した時点から効力を生じるものとする。

6 利用者の遵守事項

- (1) 利用者は、ページの利用に際して、「宇和島市公式 LINE アカウント利用規約 6 遵守事項」に掲げる行為又はそのおそれがある行為を行ってはならないものとする。
- (2) 利用者は、アカウントの利用に関し第三者に損害を与えた場合、自己の責任と費用において当該損害を賠償し、又は当該第三者との紛争を解決するものとし、宇和島市総務企画部市長公室に一切迷惑をかけないものとする。
- (3) 宇和島市総務企画部市長公室は、アカウントの利用に関連して発生した利用者の損害について、当該損害が宇和島市保健福祉部保険健康課の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、いかなる責任も負わないものとする。
- (4) 宇和島市総務企画部市長公室は、利用者がこの運用基準に違反して宇和島市総務企画部市長公室に損害を与えた場合は、当該利用者に対し、損害賠償を請求できるものとする。

7 違反措置

宇和島市総務企画部市長公室は、利用者がこの運用基準のいずれかの条項に違反した場合には、当該利用者に対し事前に何ら通告することなく、違反の態様、程度等に応じ、利用者がアカウント上に掲載した情報、内容等の削除、その他必要な措置を講ずることができる。

8 利用者からの情報についての免責

- (1) 宇和島市総務企画部市長公室は、アカウントを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因してその他の利用者又は第三者に損害が生じたとしても、市は一切責任を負わないものとする。
- (2) 宇和島市総務企画部市長公室は、利用者から提供された情報に起因してその他の利用者又は第三者に損害が発生したとしても、市の故意又は重大な過失によるものではない限り、市は一切責任を負わないものとする。

9 知的所有権の扱い

- (1) 利用者は、アカウントの利用に際して、アカウント上に掲載し、又は宇和島市総務企画部市長公室に対して電子メール等で送信した全ての情報、内容等の著作権を無償にて宇和島市総務企画部市長公室に譲渡し、宇和島市総務企画部市長公室による当該情報、内容等の利用に関して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 利用者は、アカウントを通じて入手したいかなる情報、内容等について個人的又は家庭内の限られた範囲内における私的使用以外の目的で複製、頒布、出版、公衆送

信等してはならない。

- (3) 利用者は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）で認められる範囲を超えて、アカウントにおける情報、内容等を無断で使用してはならない。

10 その他

この他運用基準に定めるもののほか必要な事項は、宇和島市長が定める。

実施開始年月日 令和 2 年 11 月 25 日